

駐車場管理規程

1 名称

Gメッセ群馬駐車場

2 駐車場の構成

立体駐車場、平面駐車場、大型車両駐車場

3 駐車場管理者

- (1) 所在地 東京都千代田区三番町2番地
- (2) 名称 Gメッセ運営共同事業体
代表団体 株式会社コンベンションリンクージ
- (3) 電話 03-3263-8686
- (4) 代表者 代表取締役 平位 博昭

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 利用（第7条－第13条）

第3章 駐車料金及び算定等（第14条－第15条）

第4章 引取りのない車両の措置（第16条－第19条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第20条－第24条）

第6章 雑則（第25条）

第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（契約の成立）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程に定めるもののほか、群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、毎日午前0時から午後12時までとする。

（利用期間）

第4条 駐車場の1回の利用は、入庫した日から起算して10日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。

（営業休止等）

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 工事及び清掃等を行うため必要があると認められる場合

(4) その他管理者が必要と認める場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物又は取付物を含めて下記を超えないものに限る。

| 車両区分 | 駐車場 | 規格 |
|--------------------------|---------|--------------------------------|
| 普通自動車、準中型自動車、 小型特殊自動車 | 立体駐車場 | 長さ5.0m、幅1.9m、高さ2.1m、 重量2.5t |
| | 平面駐車場 | 長さ5.0m、幅1.9m、高さ2.3m |
| 大型自動車、中型自動車、大 型特殊自動車 | 大型車両駐車場 | 長さ13.5m、幅4.5m |

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 駐車場を利用しようとする者は、立体駐車場及び平面駐車場（以下「立体駐車場等」という。）においては駐車券発券機にて駐車券の交付を受け、大型車両駐車場においては運営事務室にて、駐車料金と引き替えに管理者から駐車場の利用許可証の交付を受け、区画された駐車位置に入庫するものとする。

- 2 立体駐車場等から出庫するときは、自動精算機に駐車券を挿入し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。
- 3 大型車両駐車場から出庫するときは、利用許可証を管理者へ返却した後、出庫するものとする。
- 4 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場係員の誘導又は指示に従うこと。
- (2) 駐車場の利用を終えたあとは、すみやかに出庫すること。
- (3) 駐車場で喫煙しないこと。
- (4) 駐車する車両は窓を閉め、ドアを施錠し、車両には貴重品を置かないこと。
- (5) 駐車場でゴミを捨てないこと。
- (6) 駐車場に火気を持ち込み、又は使用しないこと。

- (7) 引火物、爆発物その他の危険物等を持ち込まないこと。
- (8) 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その積載物若しくは取付物を滅失、毀損又は汚損しないこと。
- (9) 駐車場内に居住又は宿泊しないこと。
- (10) 駐車場で物品などの販売、賭事その他の秩序を乱す行為をしないこと。
- (11) 駐車場で車両の洗浄、修理などは行わないこと。緊急の必要性があるときは係員の指示に従い、指定の場所で行うこと。
- (12) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼし、又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は、駐車券の発券又は受付を停止するほか、次の場合には入庫を拒否し、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁を出したり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) 利用者が料金の支払いに応じないとき。
- (6) 利用者が前条の遵守事項に違反したとき。
- (7) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券又は利用許可証を返納しないとき。
- (2) 利用者が所定の額の駐車料金を納付しないとき。

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(駐車料金)

第14条 駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

| 区分 | | 駐車料金 |
|----------------------|----------------|-----------------------------------|
| 普通自動車、準中型自動車、小型特殊自動車 | 1台につき、1時間までごとに | 100円(1回の利用につき、営業時間ごとに500円を上限とする。) |
| 大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車 | 1台につき、営業時間ごとに | 2,000円 |

(消費税及び地方消費税を含む。)

(駐車料金における駐車時間)

第15条 立体駐車場等の駐車料金を算出するための駐車時間は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第16条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第17条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第18条 管理者は、第16条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第19条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者に対して通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に対して通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に戻すものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第20条 管理者は、利用者に駐車券又は利用許可証を交付したときからこれらを回収するときまで、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券又は利用許可証を回収して車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第21条 管理者は、車両保管にあたり、善良な管理者としての注意を怠ったことを利用者が証明する場合には、第23条の規定による場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第22条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第23条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第三者による強盗、窃盗、傷害、その他の犯罪行為によって被った損害
- (5) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (6) 第13条の規定による措置

(損害賠償の請求)

第24条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第25条 この規程に定めない事項については、管理者が別に定める。